

『立命館アジア・日本研究学術年報』（和文）
投稿規程

（目的）

第1条 『立命館アジア・日本研究学術年報』（以下、年報。）は、立命館大学アジア・日本研究所（以下、研究所。）における研究活動を発展させ、あわせて世界のアジア・日本研究の発展に寄与することを目的とする。

（執筆者の資格）

第2条 日本、アジアを初めとして、世界各地からの研究者ならびに大学院生の投稿を歓迎する。ただし、編集委員会は、立命館憲章と立命館大学の理念および年報の目的に基づいて受理の可否を決定するものとする。

2 研究所のジャーナル編集委員会（以下、編集委員会。）は、第1条に定める目的を達成するため、必要に応じて学外の研究者に投稿を依頼することができる。

（投稿論文等の内容と種類）

第3条 投稿論文等は、アジア、日本、またはアジアと日本に関わる研究の研究成果を報告するものであり、その研究目的と結論が明確に示されていなければならない。投稿論文等は、他に刊行済み、または投稿中でないものに限る。審査過程にある投稿論文等においても、同時に他機関の各種出版物への投稿およびWEB等による公表を行ってはならない。

2 投稿論文等の言語は、日本語とする。

3 投稿できる種類は、①論説、②レビュー論文、③研究ノート、④研究報告、⑤研究サーベイ、⑥書評または書評論文とする。

4 投稿論文等は、「執筆要項/AJI スタイルシート（和文用）」に従うものとする。

（投稿論文等の掲載）

第4条 投稿論文等のうち、①論説、②レビュー論文、③研究ノートの掲載は、編集委員会が委嘱するレフェリーの査読審査結果に基づき編集委員会で決定する。①論説、②レビュー論文、③研究ノート以外については、編集委員会の責任において校閲等をおこない、掲載の採否を決定する。これらに関わる実務は、編集委員長および編集委員の中から選出される若干名から成る編集部が責任をもって管理する。

2 レフェリーによる査読はダブル・ブラインドによって行う。投稿者はレフェリーを、レフェリーは投稿者をそれぞれ特定できないように査読を行う。

3 編集委員会は、査読審査後に以下のいずれかの審査結果をその理由とともに投稿者に通知する。

(1) 採択

(2) 修正後採択

(3) 修正後再審査

(4) 掲載不可（再投稿可）

(5) 掲載不可

4 編集委員会は、「修正後採択」及び「修正後再審査」の審査結果を以て、投稿論文等の改善を要請することができる。その場合の再提出の期限を越えた場合は新規投稿論文の扱いとする。

5 投稿論文等の受付日は編集委員会へそれが到着した日とする。採択された論文等の年報への掲載順序は、編集委員会で諮る。

（著作権及び著作の公開）

第5条 掲載された論文等の著作権は、原則として編集委員会に帰属する。論文等の著者が他の著作物に本誌に掲載された論文等を再録する場合は、編集委員会の承認を得なければならない。

2 年報に掲載された著作に関しては、編集委員会の判断によりアジア・日本研究所が認めるメ

ディアにおいて公開することができる。

(発行と投稿の申込み)

第6条 年報は、PHD形式によるオンライン刊行物として、年1回発行とする。

2 論文等の投稿は、編集委員会指定の投稿申込書に記入して申込むものとする。

附則

この規程は、2019年7月25日から施行し、2019年7月26日から適用する。

2020年11月11日改正。